

国旗損壊罪に反対する刑事法学者の声明

「国旗損壊罪」は制定してはならない

1 「国旗損壊罪」とは

現在、自民党、日本維新の会、参政党等を中心に、「国旗損壊処罰法案」が国会に提出され、今国会での成立が目指されている。同法案の 2 条 1 項には、「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、2 年以下の拘禁刑又は 20 万円以下の罰金に処する。」という規定がある。これが、「国旗損壊罪」である。そして、「前項の方法に該当するかどうかの判断は、行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行うものとする。」(2 条 2 項)という。

ここにいう「国旗」とは、「国旗及び国歌に関する法律……に定める国旗として用いられていると社会通念上認められる有体物」(1 条)のことで、必ずしも「国旗及び国歌に関する法律」に厳密に該当するものに限られない。現に、この点に関する質問に対する提案者らの回答は、「国旗国歌法に定める制式にのっとったものに限られず、社会通念上国旗の用に供していると認められる有体物」であるという。したがって、この「国旗」の範囲は漠然かつ不明確となる。もちろん、「他人の」ものに限定されてはいないので、自己所有の「国旗」であっても処罰の対象となる。「国旗損壊罪」は政治的表現の自由を規制しこれを委縮させるものとなるおそれが強いが、それだけでなく、刑事法の観点からも以下に述べるような重大な疑義がある。

2 本罪の保護法益ないし立法目的

本罪の保護法益は、「国旗を大切に思う国民感情」という社会的法益だとされている。もっとも、ここにいう「国民」は、総体としての国民を意味し、特定の国民を意味するものではない観念的な存在である。刑法 92 条にある「外国国章損壊罪」からみて、「国旗を大切に思う国民の気持ちは万国共通であるにもかかわらず、我が国では外国国民の気持ちは保護される一方で日本国民の気持ちは保護されず、アンバランスである」と受け止められ得る状況にあるので、「外国国章損壊罪」のみ存在するという矛盾を是正するものだというのである。

しかし、「外国国章損壊罪」は、1891 年の「大津事件」と呼ばれるロシア皇太子襲撃事件を契機とした外交的危機に対して対処するために作られた「国交に関する罪」に属するものである。決して、外国の国旗に対するその国の国民感情を保護するものではない上に、日本の刑法が外国の国民感情を保護することはあり得ない。したがって、外交関係を害する恐れのない自国旗に対する加害行為を処罰するには、これとは別の理由が必要である。

つまり、アンバランスを是正すべきとの立法理由は誤解なのである。

3 国旗損壊罪等を備えている国の事情

たしかに、国旗損壊罪に類する規定を持つ国はある。しかし、それは、国旗に対する国民感情を保護するものではなく、その国旗が象徴する人類普遍の価値と、それに基づく国家体制を保護するものである。

たとえば、ドイツでは、ナチス期の国旗を否定して、新たに作られた国旗が象徴する自由民主主義的法治国家の存立を保護するものと解され、イタリアでは、戦後、イタリア国王の戦争責任を追究し、共和制国家となることを国民投票で可決した後の新イタリア国旗を保護するものと解されている。いずれも、第二次世界大戦前の国家観を否定して普遍的な価値に基づく国家体制を象徴するものとして位置づけられているのである。よって、これらの国旗に対する侮辱は、共和制ないし民主主義体制への挑戦という意味を持つ。

同様の事情は、自由・平等・博愛を象徴するフランス国旗にも当てはまる。また、韓国の国旗も、日本から独立して戦後に出発した国家の体制を象徴するものという意味を持つ。

なお、アメリカ合衆国には、表現の自由を保護するために、州の国旗保護法の適用を違憲とした裁判例がある(Texas v. Johnson, 491 U.S. 397, 414 (1989))。これを見た人物の中にこの行為を不快と感じた者がいたにもかかわらずである。政治的表現とは、反対意見の者には不快感をもたらすものだから、それを理由に処罰することは、表現の自由と矛盾するからである。

また、欧州人権裁判所にも、政治的表現として国王夫妻の写真を公衆の目の前で焼損した行為を処罰することを欧州人権条約 10 条が保障する表現の自由に違反するとしたものがある(ECtHR, Stern Taulats and Roura Capellera v. Spain, App. Nos. 51168/15 and 51186/15, Judgment of 13 March 2018, para 30.)。ここでも、政治的表現は反対者に不快感を抱かせるのは当然であるから、不快感を理由に表現を規制することはできないとされる。よって、欧州諸国では、国旗侮辱行為の処罰には慎重である。

なお、欧州人権裁判所は、欧州人権条約 10 条の保障する表現の自由は、ヘイトスピーチには適用されないという見解である。したがって、ヘイトの象徴としての「日の丸」の使用を「表現の自由」と解し、これを批判する行為を「ヘイト」とする見解は、欧州では通用しない。

残念ながら、現在日本の国旗とされている「日の丸」に、ドイツ、イタリア、フランスの国旗のような民主主義ないし自由と平等・博愛等の象徴という意味はない。戦前から同じ旗を「国旗」として使ったことが、ここで災いする。つまり、日本で国旗損壊罪を作ること「これらの国にもあるから」という次元で正当化することはできないのである。

4 「日の丸」に対する考え方に様々なものがある

日本には侵略戦争をした過去がある。特にアジアには「日の丸」がその象徴だと思う人がいるのは当然であるし、沖縄国体での「日の丸」焼損事件で明らかのように、日本人でもネガティブなイメージを持つ人がいる。それらの人々の考え方は十分尊重に値し、立法で無視すべきではない。「類似の規定がよその国にあるから日本でも国旗損壊罪を作るべきだ」というのは、その国の歴史を理解せず、かつ、自国の歴史に対して不誠実な態度である。

5 「不快」を処罰根拠とするのは危険である

それゆえ、「不快だ」というだけで処罰することには、かなり慎重にならなければならない。それを言い出したら、多様な感情を害する罪を作り出してしまうからである。わいせつの罪でも、どういう見せ方をすれば自己表現で、どこからがわいせつなのかは人の感覚や時代によって異なり得る。ただ、さすがに人前で性器を露出するような行為は今の社会では問題だ、ということは大多数が共有する「規範」になっている。だから、そういう行為には公然わいせつの罪が成立するのである。異論の強いものについて「感情」を理由に処罰規定を作ってはならない。

6 「日の丸」をヘイトの象徴にしてはならない

そのような中で「国旗損壊罪」が成立した場合、人類の普遍的価値を象徴するフランスやドイツ、イタリアの国旗と異なり、これが人種的・宗教的なヘイトの象徴となる可能性も懸念される。外国人排斥デモの先頭に「日の丸」を掲げ、抗議する人々をこれを用いて排除し、その際「日の丸」を汚した人々を現場にいる警察官に逮捕させるという使用法である。

「日の丸」をこのようにヘイトの象徴として用いることがあれば、これを保護する「国旗損壊罪」は、外国国章損壊罪とは反対に、日本国の外交関係を危うくするであろう。ゆえに、そのような濫用の危険のある法律は、決して制定してはならないのである。

【呼びかけ人(五十音順)】

安達光治(立命館大学教授)

金澤真理(大阪公立大学教授)

葛野尋之(青山学院大学教授)

笹倉香奈(甲南大学教授)

園田 寿(甲南大学名誉教授)

高山佳奈子(京都大学教授)

平川宗信(名古屋大学名誉教授)

本庄 武(一橋大学教授)

松宮孝明(立命館大学特任教授)

三島聡(大阪公立大学名誉教授)

村井敏邦(一橋大学名誉教授)

【賛同人(五十音順)】

相澤育郎 龍谷大学 准教授
 愛知正博 中京大学 名誉教授
 赤池一将 龍谷大学 名誉教授
 甘利航司 國學院大學 教授
 安西 敦 福山大学 教授
 飯島 暢 関西大学 法学部教授
 飯野海彦 北海学園大学 教授
 生田勝義 立命館大学名誉教授
 池上正示 東海大学 宗教法人代表役員
 石田倫識 明治大学 教授
 石田侑矢 常磐大学 助教
 石塚章夫 獨協大学 元特任教授
 石塚伸一 龍谷大学 名誉教授
 一原重貴子 岡山大学 教授
 伊藤 睦 京都女子大学 教授
 稲田朗子 高知大学 准教授
 指宿 信 成城大学 教授
 上田 寛 立命館大学 名誉教授
 上田信太郎 北海道大学 特任教授
 内田博文 九州大学 名誉教授
 内山真由美 佐賀大学 教授
 江藤隆之 桃山学院大学 教授
 海老澤侑 ノースアジア大学 講師
 大貝 葵 神戸学院大学 教授
 大角洋平 愛知学院大学 准教授
 大塚英理子 愛知学院大学 准教授
 大出良知 九州大学・東京経済大学 名誉教授
 大場史朗 大阪経済法科大学 教授
 大薮志保子 久留米大学 教授
 岡田行雄 熊本大学 教授
 岡部雅人 国士舘大学 教授
 岡本洋一 熊本大学 准教授
 岡本浩明 岐阜県弁護士会 弁護士
 屋宮昇太 創価大学 教授
 春日 勉 神戸学院大学 教授

加藤克佳 専修大学法科大学院 教授
 加藤佐千夫 中京大学 中京大学名誉教授
 門田(秋野)成人 広島大学 客員教授
 神谷慎一 岐阜県弁護士会 弁護士
 川崎英明 関西学院大学名誉教授
 金 尚均 龍谷大学 教授
 楠本 孝 三重短期大学 名誉教授
 公文孝佳 神奈川大学 教授
 黒川亨子 宇都宮大学 准教授
 古川原明子 龍谷大学 教授
 小関慶太 八洲学園大学 准教授
 後藤 昭 一橋大学・青山学院大学 名誉教授
 小林明人 岐阜県弁護士会 弁護士
 小山雅亀 西南学院大学 名誉教授
 斉藤豊治 甲南大学 名誉教授
 斎藤 司 龍谷大学 教授
 酒井智之 一橋大学 准教授
 佐々木光明 神戸学院大学 名誉教授
 佐藤元治 岡山理科大学 准教授
 四宮 啓 國學院大學 名誉教授
 島岡まな 大阪大学 教授
 白井 諭 岡山商科大学 教授
 白取祐司 北海道大学名誉教授
 城下裕二 日本大学大学院法務研究科 教授
 新屋達之 福岡大学法学部 元教授
 杉本吉史 大阪公立大学 特任教授
 鈴木一郎 大阪弁護士会 弁護士
 鈴木博康 九州国際大学 教授
 陶山二郎 茨城大学 准教授
 関口和徳 愛媛大学 准教授
 関 哲夫 國學院大學名誉教授
 高倉新喜 山形大学 教授
 高田 昭正 大阪市立大学名誉教授
 高橋有紀 福島大学 准教授
 高平奇恵 一橋大学 教授

高見秀一 大阪公立大学 特任教授
 田鎖麻衣子 東京経済大学 教授
 武内謙治 九州大学 教授
 竹下政行 帝塚山大学元兼任講師 大阪弁護士会
 田淵浩二 九州大学 教授
 辻本典央 近畿大学 教授
 寺中誠 東京経済大学、都留文科大学、立教大学 兼任講師
 寺本 奈津樹 九州看護福祉大学 専任講師
 土井政和 九州大学 名誉教授
 徳永 光 獨協大学 教授
 戸田彩織 一橋大学 講師
 友田博之 立正大学 教授
 豊崎七絵 九州大学 教授
 内藤大海 熊本大学 教授
 永井善之 金沢大学 教授
 中川孝博 國學院大學 教授
 中島宏 法政大学 教授
 中根倫拓 金沢大学 准教授
 中村和洋 関西大学 非常勤講師・弁護士
 中村悠人 関西学院大学 教授
 新倉 修 青山学院大学 名誉教授・弁護士
 野村健太郎 愛知学院大学 教授
 半田靖史 学習院大学 教授
 平井佐和子 西南学院大学 教授
 平山幹子 関西学院大学 教授
 福井 厚 京都女子大学名誉教授
 福島 至 龍谷大学 名誉教授
 福永俊輔 西南学院大学 教授
 淵野貴生 立命館大学 教授
 保条成宏 中京大学 教授
 前田 朗 東京造形大学 名誉教授
 前野育三 関西学院大学 名誉教授
 正木祐史 静岡大学 教授
 松倉治代 大阪公立大学法学部 准教授

松本英俊 駒澤大学 教授
 丸山泰弘 立正大学 教授
 水谷規男 大阪大学 教授
 水沼直樹 東京神楽坂法律事務所 弁護士・海事補佐人
 緑 大輔 一橋大学 教授
 南 由介 日本大学 教授
 宮本弘典 関東学院大学 教授
 武藤眞朗 東洋大学 名誉教授
 村岡啓一 白鷗大学 参与(法律顧問)
 森川恭剛 琉球大学 教授
 森久智江 立命館大学 教授
 安田恵美 國學院大學 教授
 山口直也 立命館大学 教授
 吉川友規 徳島文理大学 准教授
 吉川真理 静岡大学 グローバル共創科学部教授
 吉弘光男 久留米大学 特任教授
 四條北斗 大阪経済大学 准教授

ほか、匿名 16 名

呼びかけ人 11 名

賛同人 137 名

合計 148 名

以上

声明事務局ご連絡先: keiji.seimei2026@gmail.com

(担当: 笹倉香奈)